

国民年金は働く世代の人々が保険料を出し合って、お年寄りや障害者の人などに年金を支給して、生活の安定と向上をはかるもので、いわば世代と世代が助け合う制度です。ですから生命保険なんかとは考え方が基本的に違うんです。

いま保険料は、一ヶ月七千七百円。一年分（九万二千四百円）を四月に納める

と保険料が割り引きになる前納制度もあります。もちろん、保険料は所得、年齢、性別に関係なく、全国一律に一ヶ月七千七百円です。希望によって、定額のほか付加保険料というのを四百円納めると、将来年金が多くもらえます。農業者年金に加入している人は、全員付加保険料を納めることになっています。

また、万一、保険料の支払いが困難になつたときは、申請免除の制度があります。たとえば、病気で入院したり、失業したり、営業不振などで保険料を納められなくなつたら、住民福祉課の国民年金係に届け出をしてください。審査の結果承認されると、保険料が免除になります。

ただ、免除を受けた期間は年金の額が

三分の一になってしまいますので、納められるようになつたら、さかのぼつて納めるといつも思います。

暮らしを支える年金制度



こんなときは届け出を

こんなときは、役場住民福祉課国民年金係（☎82-4111内線117）の窓口へ届け出をしてください。届け忘れると、将来年金が受けられなくなる場合があります。

■20歳の誕生日がきたら…20歳になって厚生年金などに加入していない人

（第1号被保険者）

■職場の年金に加入したとき…国民年金だけに加入していた人（第1号被保険者・第3号被保険者）が厚生年金保険などに加入したとき

（第2号被保険者）

■退職したとき…会社に勤めていた人が60歳前に退職したとき

（第1号被保険者）

その配偶者が今まで第3号被保険者であったときは配偶者も

（第1号被保険者）

■結婚して専業主婦になったとき…会社や役所に勤めている人と結婚して専業主婦になったとき

（第3号被保険者）

■引っ越ししたとき…引っ越ししたときは住民票の手続きと一緒に国民年金の手続きもお忘れなく。保険料を銀行などで口座振替している人は、銀行の手続きも忘れずに。

（第三号被保険者）も、六十歳になるまで国民年金の保険料を納めることになります。

年金について、お困りのときは、年金係が各地区にいる国民年金委員さんに相談していただきたいと思います。年金委員さんは村内に十八人いて、年金制度の指導や相談を受け付けています。

いま国民年金係がいちばん力を入れていることは、みんなに年金制度を正しく理解していただき、すべての人に保険料を納めていただくと同時に、納付が困難なかたには保険料免除申請をしてもらって、将来年金を受けられない人が一人も出ないようになります。それは、みんなの老後の生活を精神的にも肉体的にもより充実した、実り豊かなものになります。

「でも、将来、お年寄りが増えて、年金について、お困りのときは、年金係が各地区にいる国民年金委員さんに相談していただきたいと思います。年金委員さんは村内に十八人いて、年金制度の指導や相談を受け付けています。

いま国民年金係がいちばん力を入れていることは、みんなに年金制度を正しく理解していただき、すべての人に保険料を納めていただくと同時に、納付が困難なかたには保険料免除申請をしてもらって、将来年金を受けられない人が一人も出ないようにすることです。それは、みんなの老後の生活を精神的にも肉体的にもより充実した、実り豊かなものになります。

保険料は60歳まで納めます

保険料は二十歳になつた月から六十歳になる前の月まで納めます。保険料の額はことし三月までは一ヶ月七千七百円、四月からは八千円です。また将来、より

金がもらえないくなる」——ということをみなさん、いちばん心配していることなのですが、そのためにお年寄りが最も増えれる二十一世紀に向けて、これまでの三種類（国民年金・厚生年金・共済年金）の年金制度をまとめて、基礎年金制度に改正したことで、だれもが安心して年金を受けられるようになつたので、若いみなさんがおじいちゃんやおばあちゃんになつたときでも大丈夫ですよ。

……

多くの年金を受けたい人は、このほかに付加保険料として一ヶ月四百円納めることができます。第一号被保険者だけです。

口座振替をご利用ください

保険料の納付は、役場の会計窓口のか、卷信用組合、農業協同組合、第四銀行、北越銀行、新潟相互銀行、大光相互銀行の各窓口で扱っています。

また、もう一つ、いちばん簡単な方法として「口座振替」があります。右の金融機関で扱っていますので、ご利用ください。

前納すれば割安に

四月三十日までに翌年の三月分までの一年分を一度に納めると、保険料が割り引きになります。昭和六十三年度は一年分の保険料が九万二千四百円で、前納すると二千二百三十円割り引きになります。

生活がとても苦しい人などは保険料の免除制度があります

障害の年金を受けている人、生活保護を受けている人は保険料が免除になります。また、収入がない場合や保険料を納めるのが困難な人も承認を受ければ免除になりますので、国民年金係にご相談ください。でも、保険料免除を受けた月分の老齢年金は三分の一に減額されます。また、免除を受けた人がその後納められるようになつたときは、十年前までかかる場合は、免除時の保険料に、経過年数に応じて一定額が加算されます。

第一号被保険者だけの給付

■付加年金

老齢基礎年金の受給資格がある夫が、何の年金も受けないうちに亡くなつた場合、結婚生活が十年以上ある妻が六十歳から六十五歳になるまでの間、夫が受けられるはずであつた老齢基礎年金の四分の三を受けられます。

■死亡一時金

保険料を三年以上納めた人が、何の年金も受けないうちに亡くなつた場合、その人の死亡により遺族基礎年金を受けられる人がいないときに、十万円から二十万円の死亡一時金を受けられます。

国民年金のお問い合わせは住民福祉課国民年金係（☎824111内線117）へ

老齢基礎年金の受給資格がある夫が、何の年金も受けないうちに亡くなつた場合、結婚生活が十年以上ある妻が六十歳から六十五歳になるまでの間、夫が受けられるはずであつた老齢基礎年金の四分の三を受けられます。

受給率	年齢
58%	60歳
65%	61歳
72%	62歳
80%	63歳
89%	64歳